

大竹市肥料販売届等に係る事務処理要領

(趣旨)

第1条 この要領は、広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例（平成11年広島県条例第34号）の規定により大竹市が処理することとされた事務のうち、肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号。以下「法」という。）第19条第2項の規定に基づく事故肥料の譲渡の許可及び第23条の規定に基づく肥料販売業務の届出に関する事務処理については、他の法令に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

(事故肥料の譲渡許可)

第2条 法第19条第2項の規定による事故肥料の譲渡の許可を受けようとする販売業者（法第2条第4項に規定する販売業者をいう。以下同じ。）は、事故肥料譲渡許可申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による事故肥料の譲渡を許可したときは、当該許可を受けた者に対し、事故肥料譲渡許可証（様式第2号）を交付しなければならない。

(新規の届出)

第3条 販売業者は、肥料販売業務開始届出書（様式第3号）正副2通に別表に掲げる書類を添付して、販売業務を行う事業場ごとに、当該事業場において販売業務を開始した後2週間以内に、市長に届け出なければならない。

(変更の届出)

第4条 販売業者は、前条の規定による届出事項に変更を生じたときは、肥料販売業務開始届出事項変更届出書（様式第4号）正副2通に別表に掲げる書類を添付して、その変更を生じた日から2週間以内に、市長に届け出なければならない。

(廃止の届出)

第5条 販売業者は、当該販売業務を廃止したときは、肥料販売業務廃止届出書（様式第5号）正副2通により、その販売業務を廃止した日から2週間以内に、市長に届け出なければならない。

(届出の受理)

第6条 市長は、前3条の規定による届出の内容を適当と認めた場合はこれを受理し、当該届出をした者に当該届出書の副本を返却するものとする。

(台帳)

第7条 第3条から第5条までの規定による届出を受理した市長は、台帳を備

え、その届出事項を記載し、整理するものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和5年1月20日から施行する。

(経過措置)

2 この要領の施行の際現に改正前の大竹市肥料販売届等に係る事務処理要領(次項において「旧要領」という。)第2項第1号、第2号又は第3号の規定によりされた届出は、改正後の大竹市肥料販売届等に係る事務処理要領(次項において「新要領」という。)第3条、第4条又は第5条の規定によりされた届出とみなす。

3 この要領の施行の際現に旧要領第3項の規定によりされている通知は、新要領第6条の規定によりされた副本の返却とみなす。

別表(第3条、第4条関係)

	届出の種類	
	新規	変更
登記簿抄本又は住民票 ※	○	△
販売業務を行う事業場の位置図	○	△
保管する施設の位置図	○	△

備考

○：必須

△：変更事項に該当する場合に限る。

※ 販売業務を行う事業場及び保管する施設の所在地が登記簿抄本又は住民票で確認できないときは、当該住所を証明可能な公的書類等を添付する。